

改正

昭和57年10月1日規則第10号
平成7年8月1日規則第9号
平成9年4月1日規則第13号
平成21年12月17日規則第17号
平成23年3月22日規則第10号

知名町子ども医療費助成条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は知名町子ども医療費助成金支給に関する条例（昭和48年知名町条例第40号以下「条例」という）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(受給資格者の登録等)

第2条 条例第5条第1項の規定による登録は次の各号に掲げる事項について行う。

(1) 子ども

氏名、性別、生年月日、住所、監護している者との続柄

(2) 子どもを監護しているもの

氏名、住所

(3) 子どもに係る医療保険

保険の種類、被保険者の記号、番号、被保険者の氏名、性別、生年月日、子どもとの続柄、住所、資格取得年月日

(4) 前号の医療保険の保険者

所在地、名称、附加給付の有無、給付割合

(5) 助成金の受領を希望する金融機関名等

金融機関名（支店名）、預金種別、口座番号、口座名義人

(6) その他町長が必要と認める事項

(登録申請)

第3条 登録を受けようとする助成対象者は子ども医療費助成金受給資格者登録申請書（別記第1号様式。以下「登録申請書」という。）により町長に申請しなければならない。

(受給資格者証の交付等)

第4条 町長は前条の申請があつたときは内容を審査し、相当と認めるときは子ども医療費助成金受給資格者台帳（別記第2号様式）又は別記第2号様式の2に登録及び所要事項の記載を行なうとともに子ども医療費助成金受給資格者証（別記第3号様式以下「資格者証」という。）を作成し、当該申請をした助成対象者に公布する。

2 受給資格者は資格者証を破損し、若しくは汚損し、又は亡失したときは資格者証再交付申請書（別記第4号様式）を町長に提出し、資格者証の再交付を受けるものとする。

(登録事項変更の届出)

第5条 条例第5条第2項に規定する登録事項の変更の届出は子ども医療費助成金受給資格者登録事項変更届（別記第5号様式）に資格者証を添えて行なうものとする。

(助成金の支給申請)

第6条 条例第7条第1項に規定する助成金の支給申請は、病院、診療所、薬局その他の療養機関（以下「医療機関等」という。）の証明（医療機関等が領収証を発行するときは、当該領収証）を付した子ども医療費助成金支給申請書（別記第6号様式）に資格者証を添えて行なうものとする。

(助成金額の決定)

第7条 町長は、条例第7条第2項の規定による申請があつたものとみなされるとき又は前条の申

請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の支給の可否及び助成金の額を決定し子ども医療費助成金支給（申請却下）決定通知書（別記第7号様式）により当該申請をした受給資格者に通知する。

（受給資格者証の返還）

第8条 受給資格者は、その監護する対象児が対象児でなくなつたときは、すみやかに受給資格者証を町長に返還しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日以降の診療分から適用する。

附 則（昭和57年10月1日規則第10号）

この規則は、昭和57年10月1日以降の診療分から適用する。

附 則（平成7年8月1日規則第9号）

この規則は、平成7年8月1日以降の診療月分から適用する。

附 則（平成9年4月1日規則第13号）

この規則は、平成9年4月1日以降の診療月分から適用する。

附 則（平成21年12月17日規則第17号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成22年1月1日以降の診療分から適用する。
- 2 この規則の施行の際対象年齢が延長される乳幼児の第3条に規定する乳幼児医療費助成金受給資格者登録申請は、既に登録されている者若しくは登録されていた者については、平成22年1月1日以前に提出されている乳幼児医療費助成金受給資格者登録申請書をもって申請されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の知名町乳幼児医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成23年3月22日規則第10号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成23年4月1日以後の診療分から適用する。
- 2 この規則の施行の際対象年齢が延長される子どもの第3条に規定する子ども医療費助成金受給資格者登録申請は、既に登録されている者については、平成23年4月1日以前に提出されている乳幼児医療費助成金受給資格者登録申請書をもって申請されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の知名町乳幼児医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。